

宮崎労働局発表  
令和2年9月25日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 松澤 良  
賃金指導官 吉田 恭  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8836  
(17時15分以降)0985(44)0641

## 宮崎県最低賃金の改定前日に周知・広報を実施

～ J R 宮崎駅西口広場で労働局長らがリーフレットを配布します～

宮崎労働局(局長 名田 裕)は、10月3日(土)から宮崎県最低賃金が時間額793円(引上げ額3円)に改定されることに伴い、県民に幅広く周知を図るため、発効日前日(10月2日)に下記の取組を実施します。

### 記

#### 『宮崎労働局長による広報用リーフレットの配布』

- (1) 日時 令和2年10月2日(金)午前7時30分～9時00分
- (2) 場所 J R 宮崎駅西口広場
- (3) 詳細 宮崎県最低賃金の改定額を記載した別紙のリーフレットを J R 利用者と通行人に配布します。


## 別紙

### 『宮崎労働局長による最低賃金額改定リーフレットの配布』

- 1 日時：令和2年10月2日（金）午前7時30分～
- 2 配布場所：JR宮崎駅  
  
0985 - 23 - 3454（宮崎駅）
- 3 配布所在地：宮崎市錦町1番8号  
（別添1「案内図」参照）斜線の部分でリーフレットを配布します。
- 4 取組内容：労働局長及び職員が宮崎県最低賃金額改定額を記載した別紙のリーフレットをJR宮崎駅西口広場にてJR利用者と通行人に配布します。
- 5 実施機関：宮崎労働局
- 6 取材申込：別添2の取材申込書を9月30日（水）午後5時までに、宮崎労働局労働基準部賃金室（FAX：0985 - 38 - 8830）あてファックス送信してください。
- 7 取材時における留意事項等  
駐車場の確保はできませんので恐れ入りますが、各自、確保をお願いいたします。

リーフレットの配布時間につきましては、午前7時30分頃から午前9時頃までの予定ですのでご注意ください。



 配布場所 (JR宮崎駅西口広場内)

『宮崎労働局長による最低賃金額改定リーフレットの配布』

## 取材申込書

ファックス送付先 0985 - 38 - 8830

宮崎労働局労働基準部賃金室（担当 松澤）あて

取材申込者名簿	
報道機関名	TEL ( )
職 名	氏 名

中止の場合の連絡先 TEL ( )

パート、アルバイトの方、学生さんも  
すべてのひとに適用されます。  
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

守ってね！最低賃金。

宮崎県 最低賃金



793 円

令和2年  
10月3日から  
[時間額]



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは

宮崎労働局または最寄りの労働基準監督署へ

宮崎労働局ホームページアドレス

<https://jite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$
4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合	<p>例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合</p> <p>① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)</p>

〈※1〉最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金(給付手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当  
〈※2〉詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしよう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金の上げを支援します。

最大450万円を助成  
**業務改善  
助成金**

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

[詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

賃金上げを  
支援する助成金を  
積極的に  
利用しましょう。



専門家による無料相談を  
実施しています。

賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の上げに取り  
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル連携  
この印刷物も、印刷工程で  
リサイクルです。  
(R2.9)